



## 1 目的及び経緯

- 河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜改定することとされている。
- 大阪府内の河川については、現在、BOD等の項目は69河川81水域が、水生生物の保全に関する項目は60河川65水域が、それぞれ類型指定されているが、平成29年1月の見直しから5年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、見直しを行う。

## 2 類型指定の基本的な考え方

### (1)生活環境の保全等に関する項目（BOD等5項目）

- 1) 検討項目：河川の代表的な汚濁指標である「BOD」を検討項目とする。
- 2) 各水系で目指すべき類型：「全水域C類型以上」を目指すこととし、類型指定にあたっては、表1のとおり、各水系の特性を考慮した類型を目指す。

表1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B類型以上
神崎川水系	神崎川の支川	B類型以上
	猪名川上流の支川	A類型（全て指定済）
寝屋川水系		C類型以上
大阪市内河川		B類型
大和川水系	石川とその支川	B類型以上
	西除川、東除川	C類型以上
泉州諸河川	櫻井川以北の河川	B類型以上（上流部および支川）
	男里川以南の河川	A類型（全て指定済）

### 3)各河川水域の類型の検討：

- ①当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域  
近年の水質状況等を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討し、特にD、E類型はできるだけ見直しを検討する。
- ②当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域  
近年の水質状況等を考慮しつつ、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域について、上位類型に改定することを検討する。
- ③新規指定  
流路延長5km、流域面積10km<sup>2</sup>以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

### (2)水生生物の保全に関する項目（水生生物3項目）

- 1)生物A  
冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。
  - ①上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
  - ②BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
  - ③冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
  - ④冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。
- 2)生物B  
1)以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

## 3 類型指定改定（案）

「2 類型指定の基本的な考え方」に基づき、利用目的や水質、発生源の状況、将来の開発予定、水生生物の生息状況などを考慮して検討した結果、表2のとおり類型指定を改定することが適当である。

表2 河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）

(1)上位類型への改定（BOD等5項目：16河川水域を上位に改定、水生生物3項目：8河川水域を新規指定）

水系	河川水域名	範囲	類型改定（案）	
			BOD等5項目	水生生物3項目
淀川水系	檜尾川	全域	Bイ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
寝屋川水系	寝屋川(2)	住道大橋より下流	Dロ → Cロ	生物Bロ（新規）
	古川	全域	Dロ → Cロ	生物Bハ（新規）
	平野川分水路	全域	Dイ → Cイ	生物Bハ（新規）
	平野川	全域	Dイ → Cイ	生物Bハ（新規）
大阪市内河川	土佐堀川	全域	Cイ → Bイ	(生物Bイ（改定なし）)
大和川水系	石川	全域	Bイ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Dロ → Cイ	生物Bハ（新規）
泉州諸河川	石津川	全域	Dイ → Bイ	生物Bロ（新規）
	和田川	全域	Cロ → Bイ	(生物Bイ（改定なし）)
	牛滝川	全域	Bロ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
	春木川	全域	Dイ → Cイ	生物Bロ（新規）
	津田川	全域	Eイ → Dイ	—
	見出川	全域	Eイ → Dロ	—
	佐野川	全域	Eイ → Dイ	—
	櫻井川下流	菟田橋より下流	Eイ → Cイ	生物Bロ（新規）

※達成期間 イ：直ちに達成、ロ：5年以内に可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

### (2)類型範囲の変更（神崎川水系・安威川の類型範囲及び達成期間を変更）

河川水域名	類型範囲		BOD等5項目	水生生物項目	環境基準点
	現行	変更案			
安威川上流	茨木市取水口より上流	安威川ダム流出端より上流	Aイ（改定なし）	生物Aイ（改定なし）	車作大橋（新設）
安威川下流(1)	茨木市取水口から大正川合流点まで	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	Aイ（改定なし）	生物Aイ（取水口より上流は改定せず、下流は生物Bイ→生物Aイに改定）	桑ノ原橋
安威川下流(2)		茨木川合流点から大正川合流点まで	Aイ（改定なし）	生物Bイ（改定なし）	宮島橋（準基準点「千歳橋」は廃止）
安威川下流(3)	大正川合流点より下流	大正川合流点より下流	Bロ→Bイ	生物Bイ（改定なし）	新京阪橋

### (3)達成期間の変更（類型を改定しない8河川水域の達成期間を変更）

水系	河川水域名	範囲	BOD等5項目	水生生物3項目
淀川水系	船橋川	全域	Bハ→Bイ	
	穂谷川	全域	Bハ→Bイ	
	天野川	奈良県界より下流	Bハ→Bイ	
神崎川水系	勝尾寺川	全域	Aロ→Aイ	
寝屋川水系	恩智川	全域	Cロ→Cイ	生物Bロ→生物Bイ
大和川水系	飛鳥川	全域	Cロ→Cイ	
	東除川	全域	Cロ→Cイ	
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bロ→Bイ	

今回の類型指定改定により、類型別の河川水域数は表3のとおりとなる。

表3 類型別の指定水域数

#### (1) BOD等5項目

類型	現行	指定・改定案
A A	3	3
A	26	30
B	29	29
C	8	13
D	11	7
E	4	0
全類型	81	82

#### (2) 水生生物3項目

類型	現行	指定・改定案
生物A	9	10
生物B	56	64
全類型	65	74

※生物特A、生物特Bの指定水域なし

# 【参考】

## 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

## 現在の指定の状況

### ●生活環境項目（5項目）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	-

（評価方法）

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### ●水生生物の保全に関する項目（3項目）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（評価方法） 基準値は、年間平均値とする。

区分	河川水域名	範囲	現在の類型	
			BOD等	水生生物の保全
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	BⅧ	生物BⅠ
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	CⅠ	
	船橋川	全域	BⅧ	生物BⅠ
	穂谷川	全域	BⅧ	生物BⅠ
	檜尾川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	天野川	奈良県界より下流	BⅧ	生物BⅠ
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	A AⅠ	生物AⅠ
	芥川(2)	塚脇橋より下流	AⅠ	生物BⅠ
	水無瀬川	全域	AⅠ	生物AⅠ
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	BⅠ	生物BⅠ
神崎川水域	天竺川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	安威川上流	茨木市取水口より上流	AⅠ	生物AⅠ
	安威川下流(1)・(2)	茨木市取水口から大正川合流点まで	AⅠ	生物BⅠ
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	BⅠ	生物BⅠ
	佐保川及び茨木川	全域	AⅠ	生物BⅠ
	大正川	全域	AⅠ	生物BⅠ
	勝尾寺川	全域	AⅠ	生物BⅠ
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	AⅠ	生物BⅠ
	猪名川下流(2)	深川分岐点から深川合流点まで	DⅠ	-
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	A AⅠ	生物AⅠ
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	AⅠ	生物BⅠ
	余野川	全域	AⅠ	生物AⅠ
	千里川	全域	AⅠ	生物BⅠ
	田尻川	兵庫県界より上流	AⅠ	生物AⅠ
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	AⅠ	生物AⅠ
	山辺川	全域	AⅠ	生物AⅠ
	寝屋川(1)	住道大橋より上流	BⅠ	生物BⅠ
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	DⅠ	-
	寝屋川水域	恩智川	全域	CⅠ
古川		全域	DⅠ	-
第二寝屋川		全域	DⅠ	-
平野川分水路		全域	DⅠ	-
平野川		全域	DⅠ	-
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	BⅠ	生物BⅠ
	堂島川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	土佐堀川	全域	CⅠ	生物BⅠ
	道頓堀川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	正逢寺川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	六軒家川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	安治川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	尻無川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	木津川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	木津川運河	全域	BⅠ	生物BⅠ
	住吉川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	東横堀川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	石川	全域	BⅠ	生物BⅠ
	大和川水域	千早川	全域	AⅠ
天見川		全域	AⅠ	生物BⅠ
石見川		全域	A AⅠ	生物AⅠ
飛鳥川		全域	CⅠ	生物BⅠ
梅川		全域	AⅠ	生物BⅠ
横堀川		全域	BⅠ	生物BⅠ
大和川中流		桜井市初瀬取入口から浅香山まで	CⅧ	生物BⅠ
大和川下流		浅香山から下流	DⅧ	-
東除川		全域	CⅠ	生物BⅠ
西除川(1)		狭山池流出端より上流	BⅠ	生物BⅠ
西除川(2)		狭山池流出端より下流	DⅠ	-
石津川		全域	DⅠ	-
和田川		全域	CⅠ	生物BⅠ
大津川上流		泉大津市高津取水口より上流	BⅠ	生物BⅠ
大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	CⅠ	生物BⅠ	
牛滝川	全域	BⅠ	生物BⅠ	
松尾川	全域	BⅧ	生物BⅠ	
横尾川	全域	BⅠ	生物BⅠ	
父鬼川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
春木川	全域	DⅠ	-	
津田川	全域	EⅠ	-	
近木川上流	柜谷川合流点より上流	BⅠ	生物BⅠ	
近木川下流	柜谷川合流点より下流	DⅠ	-	
見出川	全域	EⅠ	-	
佐野川	全域	EⅠ	-	
櫻井川上流	壷田橋より上流	BⅠ	生物BⅠ	
櫻井川下流	壷田橋より下流	EⅠ	-	
男里川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
金熊寺川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
菟砥川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
山中川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
番川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
大川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
東川	全域	AⅠ	生物BⅠ	
西川	全域	AⅠ	生物BⅠ	



- 注1：網掛けは国が類型指定を行う水域を示す。  
 注2：「-」は類型指定がされていないことを表す。  
 注3：表中のⅠ、Ⅱ及びⅧは達成期間を示し、その分類は次のとおり。

- Ⅰ：直ちに達成
- Ⅱ：5年以内に可及的速やかに達成
- Ⅷ：5年を超える期間で可及的速やかに達成